

# 国民年金のお知らせ

7月1日から新年度分の免除申請受付開始！

☆保険料を納める事が経済的に難しいとき

国民年金には、保険料の「免除」「納付猶予」の制度があります。

「払えないから」と未納のままにしていると、将来自分の「老齢基礎年金」が受けられない場合があるだけでなく、障害や死亡といった不慮の事態が発生した時に、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受けられない場合があります。

☆「保険料免除制度」とは

国民年金の免除制度は「全額免除」、「4分の1免除」、「半額免除」、「4分の3免除」の4段階に分かれています。

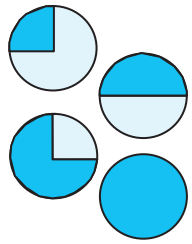
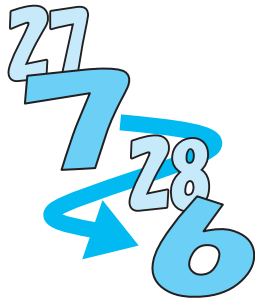
免除申請をし、年金事務所承認を受けると、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

ただし、「4分の1免除」、「半額免除」、「4分の3免除」を承認された場合は、保険料を納めないと免除の効果がなくなり、未納扱いとなりますので、忘れずに納めてください。

免除申請の対象となる方

「免除申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」それぞれの前年所得により判定されます。

なお、失業などにより承認される場合があります。



## ●承認された場合に納付する保険料額（月額）

一部免除	承認期間中に納付する保険料
4分の3免除	3,810円
半額免除	7,630円
4分の1免除	11,440円

☆30歳未満の方は「若年者納付猶予制度」の申請手続きを！

30歳未満の方で、保険料の納付が困難な方は、申請してください。

年金事務所承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

納付猶予の対象となる方

申請者本人と申請者の配偶者のそれぞれの前年所得により判定されます。

なお、失業などにより承認される場合があります。

☆学生の方は「学生納付特例制度」の申請手続きを！  
(4月から受付しています)

学生免除の対象となる方

①20歳以上の学生で、前年の所得が18万円以下の方です。

②会社を退職して学生となられた方は失業を考慮した審査が受けられます。

☆追納をおすすめします！

国民年金には追納制度があり、10年以内なら保険料免除（全額免除・一部免除）、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間の保険料を納めることができます。追納することにより、老齢基礎年金の年金額に算入されます。ただし、3年度目以降は、当時の保険料に加算額がつき高くなります。



## ★年金事務所による年金相談日のお知らせ

7月8日（水）

場所 福島町役場

時間 午前10時～12時

午後1時～3時

『予約制』のため、7月3日（金）までに相談したい内容を役場住民生活課戸籍年金係（☎47-4681）へ電話でお申し込み下さい。

「年金情報流出」を口実にした『振り込め詐欺』等にご注意ください!!

年金情報流出事案に関して次の様な事はありません。

○日本年金機構や年金事務所からお客様に電話することはありません。

○日本年金機構からお客様にお金を要求する事は一切ありません。

○日本年金機構がお客様にATMの操作をお願いすることは一切ありません。

○お客様の個人情報（家族構成など）を確認することはありません。

ご自宅や職場などに日本年金機構や機構の職員を名乗る電話がかかってきたら、迷わずに左記の番号へお電話ください。

【専用電話窓口】

0120-818211

受付時間 8時30分～21時

【警察相談専用電話】

＃9119

または最寄りの警察署まで